

議会運営委員会会議録

(令和5年3月9日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年3月9日(木)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子
----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

(企画財政課)

課長	清水雅人
----	------

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 会議規則について
- (2) 議事日程について
- (3) 追加議案の概要説明とその取扱いについて
- (4) 議会に関する確認について

【その他】

- (1) 令和5年度議会定例会開催予定(案)について
- (2) 令和5年度愛南町議会議員研修等事業計画(案)について
- (3) その他

開会 10時00分

閉会 10時40分

- 鷹野副委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。
まず委員長、挨拶をお願いいたします。
- 山下委員長** 皆さん、おはようございます。議会運営委員会を招集しましたところ、全員の出席をいただきありがとうございます。
前回言いましたが、多分、定例会に関する議運はこれで最後になろうかと思えます。傍聴の方もいらっしゃっておりますので、協議中どんどん、どしどし意見を出してほしいと思えます。建設的な意見をお願いします。
それでは、協議事項に入ります。会議規則について、会議規則の改正につきましては、最終日に発議をするということによろしいですかね。
(「はい」と言う者あり)
- 山下委員長** では、そうさせていただきます。それで、この前全協で決まったとおり、発議は私が行います。そして賛成議員は両委員長で行いますので、よろしくをお願いします。
議事日程について、一般質問の取扱いは通告順です。1番、尾崎議員、2番、吉田議員、3番、池田議員、4番、石川議員、5番、少林議員、6番、金繁議員の順番です。質問者は6名ということで、この通告順で行いますがよろしいですか。
(「はい」と言う者あり)
- 山下委員長** では、そういたします。
続いて、3月定例の一般質問は最終日です。質問者が6名のため、別日程とするか、それとも最終日に全員を行い、17時を過ぎるようであれば時間延長で行うか、いずれの方向であるのか、委員の意見を求めます。
石川委員。
- 石川委員** 今まで6人になった場合にはもう分割していたので、私は、これはもう分割して、前日に前倒れしてやればいいと思えます。
それと、今回、3月ということで、令和5年度の当初予算がございましたので、前日に5人で最終日に1人という割り振りでやればいいんじゃないかなというふうに思います。
以上です。
- 山下委員長** それは、最終日に余裕を持って審議するという意味で、5人と1人ということですよ。
石川委員。
- 石川委員** そうです。
- 山下委員長** はい、分かりました。ほかの委員の方の御意見ありませんか。
那須委員。
- 那須委員** 私も、初日というか、1日前に5人というのは賛成をいたします。
ただし、一般質問ですので、時間が何時までというのが分かりません。もし、5時過ぎて延長するようであれば、その辺はまた議長にお任せして、なるべく延長しないような形で、4人やって4時、5時になったとしたら、それは2日目にするということではいかがでしょうかね。
- 山下委員長** そういう那須委員からの意見ですが、ほかの委員の皆さん。
局長に、これ別に問題はないんですよね、例えば初日に5人と決めとって、4人で切って、次の日5人目からやるっていうことも、問題はないんですかね。
本多事務局長。
- 本多事務局長** 問題はないと思えます。ただちょっとその一番最後の方が、心積もりがちちょっとあるかなという気はするんですけども。
以上です。
- 山下委員長** そういう方法で、もう進行は議長に任ずということによろしいですかね。予定は初日に5人、2日目に1人という予定で行います。

金繁委員。

○金繁委員 すいません、確認なんですけど、そしたら一応、1日目5人で、2日目私ということなんですけど、4時か5時になったら、もしかしたら石川議員とか、その前で、前倒しになるかもしれない、前倒しじゃないわ、後ろに、前で終わるかもしれないよっていうことですよ。

○山下委員長 そうですね。

○金繁委員 分かりました。じゃあ私はどっちみち、2日目で心積もりしとったらいいんですね。分かりました。はい。

○山下委員長 よろしいですかね。一番関係があるのは、まあいけば、5番目の少林議員ですよ。これ議運の中で日程は決めることなんで、ではそういうふうにさせていただきます。

続いて、一般質問の内容についてですが、何か御意見はありませんか。

那須委員。

○那須委員 どんどん一般質問でやっていただいて結構なんですけど、今回3月ということで、東北地震に関しての、まあいったら津波とか地震とかっていう関連の一般質問が出ております。同じ質問は同じ答弁しか引き出さないんで、一応その辺は違った角度からの質問をしていただかないと、聞いているほうも同じことを聞いて何なんだということになりますので、その辺のところはちょっと促していただきたいというふうに思います。

○山下委員長 まあそういうことで、議長は全協と、また議場の中で、そういう注意をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

内容について質問がないようですので、次に移ります。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 少林議員の持込みパネルなんですけど、これってすぐにJAって分かるんですよ。肥料の種類が。これはちょっと問題じゃないかなと思うんですけど。

○山下委員長 これいつもパネルを提示する場合は、相手方の確認を取って提出してくれという決まりだったと思うんですけど、JAって分かるのあれ。

(発言する者あり)

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 これJAに確認取っているかどうか、それは本人に確認、それであれば確認取っておいたほうがいいんじゃないかと私は思いますけどね。

○山下委員長 いつものことでこれは確認を取られていると思うので、またその点は、議運済んだら少林議員に確認します。

はい。

○那須委員 僕も初めて見る写真やったんですけど、あれは御本人が撮影した写真ではないということ。今、言われているのは。

○山下委員長 いや本人が撮影した写真ということですよ。

(「まあそこも確認する必要があるかもしれん」と言う者あり)

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 本人が撮影した写真だとは思いますが、あのまだらの赤と、あの色っていうのは、JAの肥料なんです。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 資料持込み使用の申出書に、特定の個人・団体等を攻撃し、またはプライバシーを侵害しないものであることっていうことで、これは確認取れているはずなんですけど、プライバシー侵害、今回こういうものが使われていて、ある一定の企業というか、のことも問題視しているってことなんで、これはちょっと問題になるのかなと、と自分も今思うんですけど。どういんですかね、一般事務じゃなくて、これが法的に、法的に問題があるものを使用しているよというような内容じゃないので、その辺ちょっと問題になってこようかなというふうに

私も思いました。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 この説明資料持込み、パネルの資料持込み使用申出書で今、鷹野副委員長が注意事項のところの確認ね、あのフラグ入れるようになっていて、これは御本人の申出書の中にフラグは入っていなかったんですか、入ってありますよね。いや、私見ていないんで知らないんですけど、これ出すときはフラグ入っていないと受付できないですよ。

○山下委員長 そういうこと。これ局長、入っていますよね。申出書の中にチェックが、チェックポイント。

本多事務局長。

○本多事務局長 資料の中の説明用資料持込み使用申出書を見て確認していただいたとおり、全てチェックがついております。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 それで、本人としてはそのフラグ入っているけれども、先ほど鷹野副委員長が言われた、問題となりそうなところはこの2番目の、特定の個人・団体等を攻撃し、またはプライバシーを侵害しないものであることっていうところに抵触するんじゃないかということだと、嘉喜山委員の問題提起もそうだと思うんですけど、ただその、何をもって攻撃というかなんですけど、攻撃っていうのはやっぱり客観的に判断しないといけないと思うんですけど、それが、その農薬の、農薬か何か分かりませんが、肥料か、その会社を攻撃して、何かマイナス面を生じさせる意図を持ってそういう効果が表れるっていうことをしないといけないと思うんですけど、客観的にこういう問題がありますよということを示し、適示する内容だと私は少林議員の質問を見て思ったので、ぎりぎりというか、攻撃とまでは言えないのかなと思うんですけども。どうでしょうか。

○山下委員長 これは規定どおり、確認事項というのは、その相手方にこの写真を提示します、利用しますよ、提示しますよという確認で、相手方がいいですよって言うたら確認ということになるんで。

(「できとるということでしょ」と言う者あり)

○山下委員長 できとるということなんで、問題、手続上はこれ全然問題ないことになるんで。まあ再度、先ほど言いましたように、この委員会終了後、本人に確認しますので。それでよろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 了承を得ていると。で、そのことによってこれを、パネルを使うことによって何らかの、この商品がね、売上げが落ちたとかそういうマイナスが起きたときに、どういうことが起きるかかっていうことを考えとかんといけんと思うんですけど、それが起きたとしても、愛南町議会自体がどうこうということではなくて、それは質問者、議員が議員の責任で発言する、表現することなので、議員自体が負うべき責任だと私は思います。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 この写真を見て、JAの、まあちょっと特定のあれはしませんが、この肥料が特定の販売会社でもう指定が容易にされるのであれば、これは私はこの説明資料申出書の不具合があるように思いますが、これを許可するかどうかというのは、本人に確認していただいて、もし先方に許可を取っていないのであれば、私はこれ取下げさせるべきだと思いますけど。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 その会社に許可をもらうっていうのは、法的に問題になるのは、この一番上の著作権だけなんです。

(発言する者あり)

○金繁委員 いいですか、後でお願いします。

法的に問題になるのは第三者の著作権の侵害だけで、あとの2つについては、法的には問題とならないけれども、後で損害とかが生じた場合にどういうことになるのかっていうところをやっぱり考えておかないといけなくて、でもそれは議会は関係なく、議員個人が負うべき責任であって、その責任をちゃんと負う覚悟で、こういう問題がありますと客観的に適示することは、それ自体は私は全然議会としては問題ないし、議運でどうこう言うことではないと思います。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 私が言いたかったのは議会のルールとして、この使用申出書、写真等の資料の持込み、そのルールは議会で決められたものであって、その議会のルールにのっとって、先方に対して確認が取れているかどうかということであって、個人の損害賠償とかそういうのはそれ議員個人がやればよいことなんですけど、議会でこの申出書のルールをつくっている以上、私はそこは確認して、ルールにのっとってやるべきじゃないかなというふうに思います。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 ルールと言われるんですけども、法的に問題なのは、繰り返しますけど第三者の著作権を侵害する場合であって、これは許可を、許諾を得ないと掲載することはできないし、法的な問題になります。

ただ、2つ目の、相手方を攻撃、プライバシー侵害っていうことに関しては、それが攻撃になるかどうかっていうのは、この議会で決定することはできないんですよ。後になって、売上が落ちたとかっていう損害が出ましたっていうときに、法的な問題になる可能性はありますけれども、議運の中で、これはあのルールだって言いますが、これは、2番目は相手の承諾を得る必要はないんですよ。

これは、1番目は要りますよ、第三者の著作権は。だけど、2番目、3番目は、相手方の許諾というのは要りません。ということだと私は解していますけど、皆さんはどうでしょうか。これ要るっていうことになったら、要るっていうことになったらというか、この議運で、これは出しちゃいけませんっていうことになると、おかしなことになりませんか。

(発言する者あり)

○金繁委員 この前、内子町か松前町に行ったときに、議運で、こういう質問はやめたほうがいいとかいうことを話すことは、それはもう権限外ですってはっきり言われていましたけど、まさにパネルもその表現の一部なので、相手方の権利を法的に害する以外は、本人の責任でできると私は解します。でないとおかしなことになると思います。

○山下委員長 これあんまり難しく考えずに、その著作権とかは後で起きる問題なんでこれ。もう簡単にこれ、本人がその相手方に確認をしたかどうかで、確認しとったらもう規定どおりなんで、それはもう許可すべきで。

はい、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私もやはりもうこれは、形式上それが確認取れているっていうことを確認できれば、この議運として、それはそれでもうそれ以上のことは、もう裁判になればやはり司法の判断を仰ぐしかないし、ということでもいいんじゃないでしょうか。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 解釈の、解釈というか、この使用申出書なんですけど、資料については以下の事項を確認し、必要に応じ許諾を得ますということなので、必ずこの3つの事項について許諾を得なければならぬということにはなっていない、それだけはちょっと明らかにさせてください。

○山下委員長 この何、今、必要に応じて許諾を得ていますという文言の内容の説明。これ必要に応じていうのは、チェック項目が4つあって、この4つ全てに許諾を得た場合は、チェックが入った場合はもう認めるという内容やないんですかこれ。

○金繁委員 必要に応じ許諾を得ていますということなので、この必要に応じというその判断を誰

がするかということなんですけど、これは議員の責任で議員に課されていると思うんですよ。

1番目のその第三者の著作権に関しても、これ、許諾を得ずに使った場合っていうのはもう議員本人の責任となるのであって、議会が訴えることは絶対にありませんから。2番目もそうです。だから、必要に応じ許諾を得ていますとしている以上は、もうこれは本人が必要であると判断してフラグを入れるで、私は解釈していました。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 ですから、一応その著作権となったら文筆、どっかの、あなたの書いた文献を引用しましたっていう著作権やと思うんですよ。

今回はこの写真ですので、この写真を使わせてもらいますよっていう相手方に許可が得れているのであれば、それは相手方がいいですよって許可を得ていたら問題ないっていうことで、先ほど委員長が言ったように、この後本人に確認を取って、許可が得ていれば問題ないということだと思います。

○山下委員長 そういうことで私はいいと思うんで、別に問題ないと思うんで。よろしいですか。
(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、会議日時です。

最終日は、令和5年3月16日、木曜日、午前10時から行います。2日目、一般質問が2日にまたぎますので、3月15日、水曜日、午前10時からです。朝礼は、3月15日、午前9時半に行います。

それで、会議録署名議員は、13番、那須議員、14番、吉村議員が、3月15日に会議録署名議員とします。次の2日目の3月16日は、1番、尾崎議員、2番、嘉喜山議員です。

それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、追加議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に関するものが1案あります。企画財政課長から補正予算の議案についての説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは、追加させていただきます、第33号議案、令和5年度愛南町一般会計補正予算(第1号)について説明いたしますので、補正予算(第1号)概要説明書、概要説明書のほうの3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、国が進めております高齢者や医療従事者等への新型コロナウイルスワクチン接種を5月から開始するための経費として、歳入歳出それぞれ8,559万4,000円を追加し、現在上程中の一般会計補正予算と合わせて、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億259万4,000円とするものです。

歳出につきましては、総務費において会計年度任用職員の人件費を、衛生費においてワクチン接種事業費を計上し、歳入については、国庫支出金と繰越金を計上しております。当日は木原副町長が提案説明をいたします。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。何か質問ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、続いて、議会提案に関するものは3案あります。本多事務局長より説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 まず先ほど協議をしていただきました、発議第2号、愛南町議会会議規則の一部改正についてがございます。また、議員派遣の件がございます。そして、閉会中の所管事務調査申出書がございます。その3件がございますので、よろしく願いいたします。

○山下委員長 説明が終わりました。これについて何か質疑ありませんか。

ないようですので、次に移ります。

議会に関する確認について、第21号議案から第30号議案までは提案説明済みです。最終日は質疑から開始をいたします。これは確認事項です。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 それでは、執行部の退出をお願いします。

(執行部退席)

○山下委員長 それでは、その他に移ります。令和5年度議会定例会開催案について、事務局より説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 資料1を御覧ください。

令和5年度の定例会の開催予定につきまして、今年度、令和4年度の開催例に倣いまして作成しております。あくまでも予定でありますけれども、確認をお願いいたします。

以上です。

○山下委員長 ただいま局長からの説明が終わりました。何か質問ありませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この3月議会の初日なんですけど、果たしてこれ、この日程でいいのかちょっと疑問には思います。できればもう少し前倒ししたほうがいいんじゃないかなと。ちょっと後ろが詰み過ぎるような気がします。3月21日が最終日ということで、後の日程とかを考えると。

○山下委員長 例えば、今年度のように最終日が16日ぐらいって意味ですかね。そういう意味ですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 やっぱ、これでいくと3月4日開会とかぐらいのほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

で、全体的に言えることなんですけど、これ一応目安ですけど、委員会制とかそういったことを考えると、もうそれを採用するとなれば前提は崩れますけど、それにしても3月議会はちょっとどうなのかなと。

○山下委員長 今年度は3月6日から3月16日ということで、多少これ、予定は21日ということで、二、三日か。

金繁委員。

○金繁委員 嘉喜山委員がおっしゃっているのは、この会期をもっと幅広く持ったほうがいいのかということですか。それとも、期間は一緒で、前に持ってくるということですか。

(「年度末であと10日しかないということ」と言う者あり)

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 私もそう思います。もし修正動議とか、予算を3月にきちっとやり上げるのであれば、ちょっと日程は、後ろへちょっと倒れ過ぎているんじゃないかというふうに思います。

予定なので、今の段階で前倒ししといたほうが最終日を、私はそのほうが、何が起きても予算が可決できるような形にしとくほうが私は日程的にはいいと思います。

○山下委員長 これは本当あくまで予定なんで、別に1週間前倒しで日程を組むことは問題ないです。

(発言する者あり)

○山下委員長 本多事務局長、何か意見ありますか。

○本多事務局長 3月の日程、確かに今回こういう結構余裕を持っているんですけども、というのが、初日の町長の当初予算の説明を受けた後に、一般質問を作成していただくってことだったんですけども、そうなる結構日程が厳しいということで、そういった意見もあったんで、初日を金曜日にして、土日の2日間を用意したという意味です。

以上です。

○山下委員長 今の説明、分かりましたかね。これ予定ということなんで、結局、これは理事者から提案なんで、我々議会はそれに合わす立場なので。

（「理事者とは打合せしていないの」と言う者あり）

○山下委員長 まだしていないんで、まあ一応これで、予定ということによろしいですか。
那須委員。

○那須委員 3月は特に会期はゆっくりとったほうがいいですよ。次は誰が幹事になるか知りませんが、私、今年、6日初日、16日最終日の間、休みは1日ですからね。そんなんなったりすると大変なんで、ゆっくり取ったほうがいいですよ。

○山下委員長 極力、ゆっくり長く取るように、相談して決めていきたいと思います。これも次の、新しい委員で決めることですが、申し送りをしておきます。

そうしたら次に、令和5年度愛南町議会議員研修事業計画案について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 では、議会資料2を御覧ください。

こちらのほうに来年度の研修の事業計画案を示しております。例年どおりの研修の内容なんですけども、今現在、日程等が決まっている町村議会議長会の研修等については、日程も含めて記載をさせていただいております。あと、大学教授等による研修につきましては、また今後、内容について協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山下委員長 説明が終わりました。何かこの件について質疑ありませんか。

那須委員。

○那須委員 四国四県の議長・副議長会の議員研修っていうのがありますよね。愛南町は昔から議員全員が出かけるんですね、香川であろうが高知であろうが徳島であろうが。でも、ほかの県、他県の町村議会なんかはもう議長・副議長と、せめて委員長程度で、全員の参加っていうのはないんですよ。

で、愛媛県でやる場合はそれはもう全員がするべきなんですけど、これ持ち回りで4年に1回なんで、毎回毎回全員が行く必要あるんだろうかと。愛南町だけはもう昔から全員が参加という形を取っていますけど、ほかのところはそんなに取っていないですよ。希望者、希望する議員だけというのもありますし、そこは今後考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

○山下委員長 柔軟に対応するという意味ですよ。

金繁委員。

○金繁委員 四国の研修会の内容っていうのは、愛媛県のと、どんなに違うんですかね。何か違いはありますか。県の研修。内容が。

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 今言ったように講師が、やっぱり研修やけん講演があるんですよ。講師を議長会のほうで選んでするわけですけど、まあいうたら似たような研修やとなるんですけど、講師が違う。はい。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 去年の県の研修はすごい実務的で勉強になって、よかったなと思ったんですよ。でもその前の、四国のどこか行きましたよね、あのとき何かすごい抽象的な話で確かにこれ、長い時間かけてきてちょっとつらいなっていうのはありました。だから、内容によって、できればね、勉強にならないことはないので、できれば全員で行ったほうがいいんでしょうけど、内容によっては希望者だけにしてもいいかもしれないですよ。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 愛南町だけは、議員全員が四国四県の場合は参加するっていうのは義務になっとるんですよね。で、ほかはそうでもない。特に、香川・徳島・高知なんかってろくに来ないんですよ、議長・副議長と2人で来たりもするので、その義務というのを取り払ったらいいんじゃないかなと私は思うんですよ。

○山下委員長 これは今は、行政視察という義務になっとるんで、これ別に議員間で、全協で協議して決めたらいいんじゃないですか。希望者にするのか、全員で行くのか、その中身については。原田議長。

○原田議長 これ事務局長、これは申合せ事項で全員参加ということになっとるんですか。これどうなんですか、していない。

(発言する者あり)

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 申合せのほうでは、特に定めてはいないと思います。研修計画なので、この議運の中で諮って決めていただければいいかなと思います。

○山下委員長 この議運の中では、そういう意見があったということで、次の議運に申し送りしておきます。ここで決めるよりは、そういうことでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その他の意見なんですけど、2年間して思うのは、講師がちょっと固まり過ぎているんじゃないかなという気がするんですけど。もっと幅広く、違う人の意見も聞いてみたいなという。あ、人の意見じゃなくて、研修を受けてみたいなという思いもあります。

○山下委員長 今後は、それぞれの希望、どういう研修がしたいとか、内容もそうやし人もそうやし、それは出してもろうて、みんなで選んだらいいんじゃないですか。今後。那須委員。

○那須委員 次の議運に任すとかにもうなりますけど、私は各委員会とか議員だけでもいいんです、もうどんどん研修をしてもらって、そのために予算を議長一生懸命取ってもらって、いいところはどんどん愛南町議会に取り入れるというようなことは、大いに進めたいというふうに思いますけどね。この程度じゃなくて、もっと委員会でいろんなところに行きなさいというぐらいの、そういう動きが欲しいですね。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そういう意見があったんで、私も常々そういうことを思っていました。

委員会の研修と、全体の研修の中で、各年で予算も違うし、でもそれって、やはり研修で予算制限されると、行きたいところがあっても行けない。でもそれじゃいけないと思うんですよ。職員時代にも言いましたけど、職員もやはり一緒に連れて行って、研修させなければ、前向いて進まないんじゃないかなと思うんですよ。だからそういったことを含めて、議会として予算は要求すべきじゃないかなと思うんですけど。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 私も嘉喜山委員の意見に賛成です。まあ那須委員も同じことをおっしゃいましたが。で、政務活動費、個人が行く分になりますけど、委員会とまた別に、政務活動費のことも今度、福島町のレビューの課題の一つに入っているんで、それもぜひまた次の委員会で、議運でぜひ検討してもらえたらと思います。というのを言い残しておきます。

○山下委員長 はい、申し送りします。

ほかにありませんか。

そしたらこれ計画として決定いたします。

その他、何かありませんか。事務局、何かありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、以上で議会運営委員会を終わります。

委員長